

Title	絶対地代の水準の一考察
Sub Title	A study of the absolute rent
Author	寺出, 道雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1983
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.76, No.2 (1983. 6) ,p.330(144)- 340(154)
JaLC DOI	10.14991/001.19830601-0144
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19830601-0144

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

絶対地代の水準の一考察

寺 出 道 雄

<目次>

- (一) 問題
- (二) 絶対地代の水準
- (三) 結論

(一) 問 題

マルクスは、『資本論』第三部第45章「絶対地代」において、未耕地の土地所有者が絶対地代を作り出す機構について次のように展開する。

「需要が新しい土地の開墾、つまりこれまで耕作されていた土地よりも豊度の低い土地の開墾を要求する場合を仮定すれば、土地所有者は、土地生産物の市場価格が十分に高くなってこの土地での投資が借地農業者のために生産価格を償うようになり、したがってまた通常の利潤をあげるようになったからとて、これらの地所を無料で貸すであろうか？ けっしてそうはしないであろう。投資は土地所有者のために地代を生まなければならない。彼は、彼への借地料の支払ができるようになったとき、はじめて賃貸するのである。だから、市場価格は、生産価格を越えて $P + r$ まで上がり、土地所有者への地代の支払ができるようになっていなければならない。」⁽¹⁾

それでは、そうした土地所有者の、土地生産物の市場価格を引き上げる力の上限はどこで画されるのだろうか？ 土地生産物の「価値」によって、というのが第45章「絶対地代」の主調をなすマルクスの解答で

あった。しかしながら、そうした解答が、絶対地代の上限の理解そのものとしても、また、生産価格論を媒介とした地代論の次元における価値法則の理解としても、問題を含んでいることは、これまでも指摘され、⁽²⁾別稿でも検討した通りである。

だが、第45章「絶対地代」において、マルクスは、そうした展開と同時に、絶対地代の水準を決定する事情について、次のようないくつかの具体的叙述を残しているのである。

①「旧来の借地での追加投資と、A種の新地の追加耕作とは、互いに制限をなし合っている。追加資本が同じ借地でより不利な生産条件のもとで投下されることのできる限界は、土地部類Aでの競争的新投資によって与えられる。他方、この土地部類が生むことのできる地代は、旧来の借地での競争的追加投資によって⁽³⁾限界を画される。」

②「土地所有は、前提によれば、賃貸しされなければ少しも収益をあげず経済的に無価値なのだから、市場価格が生産価格よりもわずかに高くなるだけでも、最劣等種類⁽⁴⁾の新たな土地を市場に投ずるのに足りるのである。」

③「この租税——絶対地代のこと（引用者）——を制限するものは、旧来の借地での追加投資であり、外国の土地生産物の競争——その自由な輸入を前提して——であり、土地所有者どうしの競争であり、最後に⁽⁵⁾消費者たちの欲望と支払能力である。」

④「地代が価値と生産価格との差額の全体に等しい

注 (1) Marx [1] III. S. 765~766, ⑤. p. 972~973.

(2) 拙稿 [6] p. 129 参照。

(3) Marx [1] III. S. 761, ⑤. p. 967.

(4) *ibid.*, III. S. 766, ⑤. p. 973.

(5) *ibid.*, III. S. 766, ⑤. p. 973.

か、それともただこの差額の大なり小なりの一部分だけに等しいかということは、まったくただ、需要にたいする供給の状態と新たに耕作される地域の広さにかかっているであろう。⁽⁶⁾

⑤「土地所有は土地生産物の価格をその生産価格よりも高く押し上げることができるとはいえ、市場価格がどれほど生産価格を越えて価値に近づくか、つまり、与えられた平均利潤を越えて農業で生産された剰余価値がどの程度まで地代に転化し、どの程度まで平均利潤への剰余価値の一般的平均化に参加するかは、土地所有によって定まるのではなく、一般的な市場状態⁽⁷⁾によって定まるのである。」

以上のようなマルクスの叙述は、第45章を含む『資本論』第三部が、完成稿としてではなく草稿として残されていることによって、その叙述の真意を十分にとらえることが困難なものとなっている。そもそも、同一の主題に関する叙述が、第45章中に断片的に散在していること自身、当該の問題に対するマルクスの考察が未だ完成されていなかったことを示すものであろう。

しかしながら、絶対地代の水準の決定に関する、以上のようなマルクスの叙述を検討することは、前述のような第45章の問題点を批判した上で、絶対地代論を再構成する上で手がかりを与えるものとなるであろう。

(二) 絶対地代の水準

(1)

前掲のマルクスの絶対地代の水準に関するいくつかの叙述を整理して検討するための視角として、それが大きくわけて二つの主題からなっていることに注目する必要があるであろう。すなわち、第一に、本来、土地所有者自身がどのような水準の絶対地代を要求するのかという、いわば土地所有者の主体的要求の水準に関する主題と、第二に、そうした土地所有者の主体的要求が、現実に絶対地代として実現しうる水準のものであるのかという、いわば客体的上限に関する主題である。

資本の運動法則そのものが形成する差額地代を問題にする場合には、土地所有者の主体的要求の水準を問

題にする必要はないが、他ならない土地所有が、自らの積極的な力の行使によって作り出す絶対地代を問題にする場合には、絶対地代の客体的上限の分析とともに、土地所有者の主体的要求の水準の分析が不可欠のものとなるのである。

その場合、叙述①、③、④、⑤はもっぱら、あるいは主として、絶対地代の客体的上限の分析を行ない、叙述②は、土地所有者の主体的要求の水準の分析を行なっているものとみることができるであろう。

そこで、まず、ここでは絶対地代の客体的上限の分析から検討しよう。

①は、次のような内容のものであると理解できるであろう。

土地生産物に対する需要の増大によって、市場価格が上昇するとき、追加供給はいかなる形態でなしうるか。今、一定の技術水準のもとで可能な「旧来の借地での追加投資」の生産物の個別的生产価格が、「A種の新地」の第一次投資のそれよりも低いと仮定しよう。そのような仮定のもとでは、土地生産物の市場価格が「旧来の借地での追加投資」の生産物の個別的生产価格の水準にまで上昇するなら、追加供給はそのような追加投資によって開始され、さしあたり「A種の新地の追加耕作」は行なわれないうまま、市場価格はその水準で調整されるであろう。逆に、「A種の新地」の第一次投資の生産物の個別的生产価格が、「旧来の借地での追加投資」のそれよりも低いと仮定しよう。そのような仮定のもとでは、追加供給は、「A種の新地の追加耕作」によって行なわれ、さしあたり「旧来の借地での追加投資」はなされないであろう。そこでは、「追加資本が同じ借地でより不利な生産条件のもとで投下されることのできる限界は、土地部類Aでの競争的新投資によって与えられる」という関係にある。

以上の二つの場合を考慮すれば、「旧来の借地での追加投資と、A種の新地の追加耕作とは、互いに制限をなし合っている」。

しかしながら、後者の場合、土地生産物の市場価格が「A種の新地の追加耕作」の生産物の個別的生产価格の水準にまで上昇しただけでは、その耕作はなしえない。なぜならば、「A種の新地」には土地所有者が存在し、絶対地代の支払なしには土地の耕作を許さないからである。そして、その絶対地代、すなわち、

注(6) *ibid.*, III. S. 770, ⑥. p. 978.

(7) *ibid.*, III. S. 772, ⑥. p. 980. なお, III. S. 780, ⑥. p. 990も参照。

「この土地部類が生むことのできる地代は、旧来の借地での競争的追加投資によって限界を画される。」「借地契約が続いているあいだは、土地への彼の資本の投下⁽⁸⁾にたいする土地所有の制限はなくなっている」以上、「A種の新地」の土地所有者の耕作拒否によって、市場価格が「旧来の借地での追加投資」の生産物の個別的生産価格の水準にまで上昇するなら、そうした追加投資が開始され、市場価格はそこで調整されることになり、「A種の新地」の土地所有者は絶対地代を獲得しえなくなるからである。

マルクスの①の叙述を以上のようにふえんするなら、それは、日高普氏の指摘するように、絶対地代の上限——本稿で客体的上限とよぶもの——に関し、きわめて明解な規定をなしたものであるといえるだろう。とりわけ、ここで注目されることは、マルクスの①の叙述が、マルクスはそれを明示してはいないものの、リカードが最劣等地の差額地代を導き出したのと同様の設例を用い、そのもとでの仮定を多様化させることによって成立していることである。前述の、「A種の新地の追加耕作」と「旧来の借地での追加投資」の生産性の優劣の二つの仮定において、前者の生産性が後者のそれを上回るなら、「A種の新地」が耕作に導入され、そこには絶対地代が生み出される。後者の生産性が前者のそれを上回るなら——リカードがいうように——既耕地に追加投資——ここでは、既存のどのような投資よりも生産性の低い追加投資が想定されている——がなされることによって、B種の既存の最劣等地にも差額地代が形成されることになる。①は、ふえんしていくなら、最劣等地の差額地代と絶対地代の関係を解明する契機となるという意味でも重要である。

これに対して、③では、ただ「旧来の借地での追加投資」、「外国の土地生産物の競争」、「土地所有者どうしの競争」、「消費者たちの欲望と支払能力」が併列されるのみである。

ここで、「旧来の借地での追加投資」の問題は①での叙述のくり返しである。また、「外国の土地生産物の競争」は、後述するように、現実の農業問題においてきわめて重要であるとはいえ、そのまま地代論の展開にとり入れられるものではない。さらに「土地所有者どうしの競争」は、絶対地代に対する土地所有者の

主体的要求の水準を決定するものとして他の三者と一緒に論じるわけにはいかない。そうすると、③の叙述で新たに問題となるのは、「消費者たちの欲望と支払能力」の問題であろう。

たしかに、消費者たちの支払能力にうらづけられた欲望が存在しないかぎり、いかに土地所有者が耕作を拒否しようと、土地生産物の市場価格が引き上げられないことは明らかである。土地所有者の耕作拒否は、供給を一定の水準から増大させない作用をもつとはいえず、それを積極的に減少させるものではない。そうであるとするなら、そこで市場価格が上昇するということは、需要の増大傾向が前提されているのである。いわば、①では、需要の増大傾向の存在という前提のもとで、絶対地代の客体的上限が考察されていたのに対し、③では、その前提そのものが明示されているのだといえるだろう。しかしながら、別稿でもみたように、地代論全体は、土地生産物への需要の増大傾向⁽¹⁰⁾という基調のもとで展開されるものであった。したがって③での指摘は、そうした基調の再確認以上にはでない。

④でも、「需要に対する供給の状態」と「新たに耕作される地域の広さ」が併列される。ここで、「需要に対する供給の状態」は、それが土地生産物の市場価格の引き上げの可能性を意味する限り、③について述べた通りである。また、「新たに耕作に導入される地域の広さ」は、一定の絶対地代の要求が現実⁽¹⁰⁾にみたされる期間、すなわち、需要が「新たに耕作に導入される地域」による追加供給によってみたされ、その土地の地代が絶対地代として存在する期間を決定する条件であっても、絶対地代の大きさそのものを決定する条件であるとは思われない。

⑤の「一般的市場状態」とは、④の「需要に対する供給の状態」と同じものであろう。

以上のように考えてくると、マルクスの絶対地代の客体的上限に関する展開の核心は、①における「この土地部類が生むことのできる地代は、旧来の借地での競争的追加投資によって限界を画される」という指摘にあるといえるだろう。この指摘によって、絶対地代論の重要問題の一つが解決されているのである。後述する土地所有者の絶対地代に対する主体的要求の水

注(8) Marx [1] III. S. 761, ⑤. p. 967.

(9) 日高 [2] p. 396~397 参照。

(10) 拙稿 [7] p. 50~51 参照。

準が与件とされるなら、そうした土地所有者の要求は、「旧来の借地での競争的追加投資」をよびおこさない限り実現され、それをよびおこすなら実現されないのである。

もちろん、ここで、日高普氏によって次のような事情が指摘されている⁽¹¹⁾。

新たに耕作に導入される土地の土地所有者が獲得する地代が純粋な絶対地代である上限、土地所有者の土地生産物の市場価格を引き上げる純粋な力の上限は、土地所有が存在せず、新たに耕作に導入される土地がタダで耕作できると仮定したとき、そこにおける供給の上限のもとで、市場価格がその生産物の個別的生産価格によって調整される需要の上限によって与えられる。

今、D地を最優等地とし、A地の耕作圏内への導入が問題となり、その第一次投資の生産物の個別的生産価格が P 、土地所有者が耕作にあたって1エーカー当りに要求する地代を R とし、現にA地の一部が R の地代を支払って耕作されており、市場価格は $P+\gamma$ まで上昇しているとしよう。ここで、供給がD地……A地の全体の生産物として与えられても、市場価格が P 以上であるような需要によって、供給がD地……B地の全体とA地の一部の生産物として存在するときの市場価格 $P+\gamma$ がもたらされているなら、A地に土地所有が存在せず、タダで耕作を開始することができても、その時点では、A地の土地所有の力によってではなく、A地の制限性によって、そこには過渡的差額地代が生じていることになる。したがって、それと同一の需要によってもたらされている γ の市場価格の値上りは、純粋な土地所有者の価格引き上げによってもたらされたものではなく、 R は純粋な絶対地代とはいえないのである⁽¹²⁾。

以上のような点からするなら、新たに耕作に導入される土地の所有者が、「旧来の借地での競争的追加投資」をよびおこすことなく地代を獲得しえても、それは直ちに純粋な絶対地代であるとはいえないのであるが、その点をひとまずおくとすれば、絶対地代の客体的

的・上限の問題への解答は、マルクスの①の叙述に基づいているのである⁽¹³⁾。

(2)

他方、マルクスは、絶対地代に対する土地所有者の主体的要求の水準に関しては、②と③の一部において簡単な指摘を行なっているのみである。この主題に関しては、なお検討されなければならない問題が存在する。

土地所有が土地生産物の市場価格を引き上げる力、絶対地代の原因となる力は、土地を耕作させないことによつてのみ発揮されるが、逆に、土地を耕作させない限り絶対地代は取得できないという関係にあることは、日高氏によって既に指摘されている⁽¹⁴⁾。

それでは、そのような関係のもとで、土地所有者がある有意義な水準の絶対地代を主体的に要求することは、いかにして可能であろうか。

この場合、土地所有者が、独占的共同行為によってそうした有意義な水準の絶対地代を主体的に要求するとするなら問題は簡単である。しかしながら、原理的世界の一環としての地代論において、資本家の共同行為も、土地所有者の共同行為も想定されてならないことはいうまでもない。絶対地代論において問題となる独占、いわゆる土地所有の独占とは、さしあたり、新たに耕作に導入される土地が、土地経営資本家とは異なる人格である土地所有者によって所有しつくされているという事態、土地の土地所有者による独占という事態以上のものを意味するのではないのである。

マルクスが②で、「土地所有は、前提によれば、賃貸しされなければ少しも収益をあげず経済的に無価値なことから、市場価格が生産価格よりもわずかに高くなるだけでも、最劣等種類の新たな土地を市場に投ずるに足りるのである」と述べ、③で、「土地所有者どうしの競争」の存在を指摘するとき、そこではそうした土地所有者の独占的共同行為の否定が含意されているのだといえるだろう。しかしながら、他方、土地所有者の独占的共同行為が想定できないということから、

注 (11) 日高 [2] p. 410~432 参照。

(12) このような含意においては、絶対地代の客体的上限は「需要」や「供給」の状態にかかわってき、それ自身はさらに「新たに耕作に導入される地域の広さ」等々に依存することになる。

(13) 土地所有者の行動原理として、後述するような地代の極大化をめざす競争を想定するなら、土地の耕作を許すまでの間の過渡的差額地代をみすみす見逃すようなことはありえない。しかし、そうした想定が否定されるなら、このような問題が発生する。

(14) 日高 [2] p. 420~421 参照。

逆に、土地所有者の行動として、マルクスの②、③の叙述での指摘を全面化し、一定期間にえられる地代を極大化する競争を純粹に想定するなら、有意義な水準での絶対地代に対する主体的要求の形成を論証することは困難なものとなってくる。

土地所有者が土地を貸さず、土地生産物の市場価格を引き上げるのは、他の土地所有者が絶対地代を取得することができるように“博愛的”な行為としてそうするのではない。それが他の土地所有者の利益に帰結することはあっても、主体的動機としてはあくまでも、自らが絶対地代を獲得するためにそうするのである。とするならば、ある土地所有者にとって、自らの取得する絶対地代を極大化するために最も好ましい途は、自らは早い段階で土地を貸し出し、他の土地所有者よりも早く絶対地代を享受し、他の土地所有者が土地を貸さないことによって市場価格がより引き上げられ、より高い絶対地代が可能となるなら、他の土地所有者とともに、そうした他の土地所有者の力の成果をも享受することであろう。

他の土地所有者が R の絶対地代を要求し、耕作を拒否しているもつで、ある土地所有者が $\frac{1}{2}R$ の絶対地代が可能となったときに土地を貸し出すなら、その土地所有者は他の土地所有者より早く $\frac{1}{2}R$ の絶対地代を享受することができる。そして、その土地所有者は、他の土地所有者の力によって、 $\frac{1}{2}R$ より大で R より小の絶対地代が可能期間、その額の絶対地代を取得しえ、市場価格が他の土地所有者にも R の絶対地代を取得させうるまでに上昇したときには、その土地所有者も R の絶対地代を取得しうるのである。

こうしたことは、契約地代と範疇的地代の間に差がない、すなわち、ある地代額で借地契約を結んだ後、借地期間中の土地生産物の市場価格の上昇ないし下落によって契約地代と範疇的地代の乖離が生まれ、それによって土地所有者が損失あるいは利益を受けることがないという想定のもとでは生まれてくる事態なのである。⁽¹⁵⁾もちろん、現実的には、そうした想定が完全にみたされることは困難であろう。しかしながら、地代論の展開においてはそのように想定されなければならないのであり、また、地代論の展開がそれによって例

示される穀物地代代をとってみるなら、19世紀中葉のイギリスにもみられた単年契約の場合、現実にもそうした想定はかなりの程度みせたであろう。そのようなもつでは、土地所有者にとって、他の土地所有者の要求するよりも低い絶対地代で土地を貸し出すことには、積極的な利益はあるものの積極的な不利益は何もないのである。

そして、以上の簡単な設例では、他の土地所有者が R の絶対地代を要求するとき、ある土地所有者は $\frac{1}{2}R$ の地代で土地を貸し出すと想定したが、その土地所有者にとって、 $\frac{1}{4}R$ 、 $\frac{1}{6}R$ 、 $\frac{1}{8}R$ ……で土地を貸し出したとき、そうした利益がより大になることは明らかである。そして、他の土地所有者にも、そうした“ぬげがけ”を傍観している根拠は何もない。そこでは R の水準自身が低下していくことになるのである。

絶対地代論において、地代の極大化をめざす土地所有者の競争を純粹に想定するなら、土地所有者の絶対地代に対する主体的要求の水準は、単に単位生産物当たり還元したときのみならず、単位面積当たりでも、極めて少額のものとなるのである。

そうした極めて少額の水準とは、前述のような、契約地代と範疇的地代の差がないという想定のもとでは、借地契約にともなう費用——借地契約の設定そのものや地代の取りたて等々に要する費用——と、資本の投下に擬制されるであろうそうした費用の投下に対する利潤に擬制されるであろう部分の和に他ならないであろう。そうした存在は、土地所有の存在そのものによって、土地所有者にとっての獲得の必然性が生じるものとして、全く無視することはできないにせよ、現実には文字通り極めて少額のものであろうから、絶対地代論の存在理由は大きく失なわれることになるだろう。

こうした把握に帰結しているのが日高氏の絶対地代論である。

「一等級一単位の場合でももし超過利潤をそのつどとりあげることができるとしたら、土地所有者はタダで貸してなるべく早く耕作園にいられた方が有利であろう。そういうことができないからある額の地代を初めから要求するのであるが、その点だけについては本

注(15) 拙稿〔7〕のp.52で述べたように、年々の豊凶や景気循環等による市場価格の上昇・下落の問題は契約地代の設定で調整されると考えなければならない。しかし、そうした変動の捨象の上にもたらされる市場価格の変動はすべて地代として表現されるのである。なお、この場合、市場価格の上昇と下落とを同等の意味をもつものとすることができない点については、同p.51参照。

来の絶対地代の場合でも同様である。殊にある土地の耕作拒否が他の土地の地代を可能にするのであるから、なるべく早く耕作圏にはいった方がトクだということになり、契約期間が特別に長い場合は別としても普通絶対地代は極めて小さいところに抑えられるであろう。⁽¹⁶⁾

しかしながら、ここで、本来地代に転化すべき超過利潤は、土地所有者が「そのつどとりあげる」と想定されなければならないことは前述の通りである。そうしたことが実際には困難であっても、地代論の展開ではそう想定されなければならないのである。そうすれば、日高氏の場合、借地契約にとまなう費用の問題は捨象されているのだから、絶対地代は「極めて小さい」どころか無になるであろう。

こうした日高氏の絶対地代論は、日高氏の未耕地の土地所有の論証の方法と結びついているものであった。

日高氏は大内力氏とともに、未耕地の土地所有を次のような形で論証する。⁽¹⁷⁾

差額地代論を通じて、土地は最劣等地をも含め、耕作されるなら地代を生むことが論証される。そして、土地が耕作されるなら地代を生むという事態は、これから耕作に導入される未耕地に将来地代が生じることを期待せしめ、そこにも土地所有を形成する根拠を与えることになる。絶対地代とは、そうして形成された土地所有が、逆に資本に対して働きかけることによって生み出されるのである。

もちろん、綿谷起夫氏が指摘し、別稿でもふれたように、絶対地代の前提となる未耕地の土地所有のこのような形での論証は問題を含んでいる。しかしながら、仮に、そのような形の論証を行なうとするなら、そこで未耕地の土地所有として措定されるものは、あくまでも資本の運動そのものによって措定された土地所有という性格をもつことになる。そうするなら、そのような土地所有には、地代の極大化をめざす競争という行動を純粹に想定するしかない。そして、そこでは、絶対地代は無か無に事実上等しいような水準になるのである。

「絶対地代を生じさせるためには、土地所有は耕作を許してはならず、同時に許さなければならない⁽¹⁹⁾」という「パラドクス⁽²⁰⁾」を解いたのが日高氏の絶対地代論であるが、それは、同時に、そのパラドクスを解くにあたって、土地所有者の行動として、地代の極大化をめざす競争を純粹に想定するなら、絶対地代そのものが無に帰結してしまうことを示しているのである。

そして、そのような点からするなら、②、③の叙述でのマルクスの指摘もまた、問題を残していたといえるだろう。

(3)

すべての生産物が価格をもった商品として存在し、その商品を購入するための収入が、利潤(利潤・利子)、賃金、地代としてのみ与えられる原理的な世界においては、土地所有者もまた、自らの所有する土地から貨幣収入・地代を獲得することをめざして行動すると想定することができるであろう。

しかしながら、ここで、以上のようにいう時、資本にとって利潤の極大化がその行動原理となるのと同様、土地所有にとって地代の極大化がその行動原理になると単純に想定できるものでないことは注目されなければならないであろう。

資本にとって利潤の極大化がその行動原理となるということは、単に、個人的消費財源としての利潤の極大化としてそうなるのではない。それは、蓄積財源としての利潤の極大化としてそうなるのである。

資本が利潤の極大化をめざして行動するという事情は、諸資本の競争の存在と相互規定的なものであった。諸資本の競争の中で利潤の極大化をめざさないような資本は、結果的には平均利潤の獲得、さらには費用価格の回収までもが不可能となり、資本としての自己の存立自体を不可能とされるのである。

これに対して、土地所有には、そうしなければ土地所有者の土地所有者としての存立自体を不可能とされるような競争を単純に想定することはできない。

もちろん、ここで、既耕地の土地所有——既に資本の運動法則に包摂された土地所有——が問題である場

注 (16) 日高〔2〕p. 423.

(17) 日高〔3〕p. 169 参照。

(18) 綿谷〔5〕p. 4, 拙稿〔6〕p. 133~135 参照。

(19) 日高〔2〕p. 420.

(20) *ibid.*, p. 420.

合、土地はすでに現実に地代をもたらすことを根拠として、一定の価格をもった商品として所有されるものとなっている。そして、土地価格の基準が、地代を利子率で資本還元したものとして与えられるに至るなら、資金を有するものとしての資本家によって土地が所有される途は十全に開かれ、土地——地代の関係は、資本——利子の関係に擬制されるに至るのである。ここでは、土地はもはや単に個人的消費財源をもたらす存在ではなく、資金の投下の対象となるのであり、地代の極大化という行動原理は、土地所有者の行動原理として内在化されるのである。そして、差額地代論においては、そうした土地所有の行動原理を、土地所有に内在したものとしては積極的に説きえないものの、既耕地の土地所有は既にそうした性格の根拠をはらむものとして、土地条件に起因する超過利潤を、諸資本の競争の外に排出していく、諸資本の運動そのものによって確定されるものとしては展開されるのである。

しかしながら、資本制社会における土地所有は、資本の運動法則によって包摂された土地所有という側面のみをもつのではない。それは、資本制生産の歴史的な前提をなすものとしての資本の本源的蓄積過程において、資本とも賃労働とも異なる「第三者」として形成された土地所有という側面をもつのであり、未だ資本の運動法則に包摂されない未耕地の土地所有、絶対地代論において問題となる土地所有は、そのような側面を純粹に具現する存在であるといえるのであった。

そして、ここで、そのような未耕地の土地所有者の行動原理が、一義性をもって確定できないことは明らかである。

マルクスは、『資本論』第一部第24章「いわゆる本源的蓄積」において、土地所有者が囲い込みによって所有した土地を、耕地として貸し出さず、deer forest(鹿猟林)として用いているスコットランドの土地所有者の行動を取り上げている。もちろん、ここで、囲い込んだ土地を鹿猟林とするということは、19世紀中葉のイギリスの「土地貴族」の歴史的個性に由来するものであり、また、そもそも穀物地と穀物地地代の存在のみが想定される地代論の展開では、そうした問題が直接取り上げられるものでもない。しかしながら、そのような事例は、本源的蓄積過程において形成された土地所有者が、自ら所有する土地を自らの自由な意志によって、他人に耕作させ、あるいは耕作させなかった

場合、必ずしも地代の極大化という行動原理をとらなかったということ、いわば資本の観点からする合理的行動をとらなかったということを示すという一点においては、絶対地代論にとっても一般的な意味もっているであろう。そうした土地所有者が、はたして地代を代償として土地を貸すかどうか、あるいは貸すとしてもどれだけの地代でかといったことを一義的に決定するものは何もないのである。

たしかに、未耕地の土地所有者も、自らの所有する土地から得る地代によって、自らの個人的消費財源を確保しなければならない。しかしながら、未耕地の土地所有者が、その土地を貸し出すまで、どのようにして個人的消費財源を獲得していたかは原理的に展開しえないし、未耕地の土地所有者が、その土地から、原理的世界の外で、どのような有形・無形の利益を享受していたのかも展開しようがない。

およそ、未耕地の土地所有者が耕作の代償として要求する絶対地代の大きさは、土地所有者個人々の性格の差異といったことを捨象するとしても、その土地所有者はどのような規模の土地所有者なのか、また、その土地所有者は同時に既耕地の土地所有者なのか、そうであるとするなら、どのような程度においてなのかといったことから、その土地所有者の社会的個性に至るまで、もろもろの条件によって、一言でいえば、資本の運動法則そのものによってではなく、資本の運動の歴史的な前提である本源的蓄積過程において規定される諸条件に依存するものとして、決して確定的水準を与えられるものではないのである。たしかに、一定の社会の一定の時期には、そうした個別的な諸条件の中から、新たに耕作に導入される土地を貸し出すときには、どの程度の絶対地代を要求するのかということについて、ある程度経験的に一致した水準が形成されてくるであろう。しかしながら、そうした水準は、文字通り経験的なもの以上にはでないのである。

ここで、絶対地代に対する土地所有者の主体的要求の水準が、いわば原理的世界そのものの外で決定される量であるとすれば、それを原理的世界の内に取り入れるときには、与えられた量として前提するしかないであろう。絶対地代論においては、土地所有者は、新たに耕作に導入される土地をタダでは貸さず、耕作にあたっては、ある水準の絶対地代を要求するものとして前提されるのである。

注(21) Marx[1]: I.S. 759~761, ⑤. p. 955~959 参照。

そうした水準そのものを、地代を極大化しようとする土地所有者の競争という、資本の行動原理に純粹に擬制された行動原理から、原理的世界の内で展開しようとするれば、マルクスの叙述が示唆し、日高氏が明確に示したように、絶対地代は無か事実上無に等しいような存在に帰結してしまうのである。土地所有者の行動原理を純粹にそのようなものとして想定しないことを明示することによって、絶対地代に対する土地所有者の主体的要求の水準が、「極めて小さい」と積極的⁽²²⁾にいう必要がなくなる——逆にいえば、それが有意義な水準たりうる——という点が注目されるべきである。

一定の地代を支払わない者には土地を貸さないという土地所有者の行動が、いまだ資本の運動法則の外にあり、資本の運動法則に包摂されていない未耕地の土地所有者の行動である限り、そうした行動そのものが、資本の運動法則そのものによっては確定できないことは当然である。未耕地の土地所有自身が、資本の運動法則そのものによってはその存在を論証できず、資本の本源的蓄積過程の結果としての歴史的事実として論理に導入されると同様、そうした土地所有者の行動もまた、そのようなものとして論理に導入されるのである。未耕地の土地所有者の行動は、資本の運動にとって前提されるしかないのである。

もちろん、ここで、そのような未耕地の土地所有の力が、資本の運動法則に対して与えるゆがみが、何の制約もうけないものであるなら、そのような未耕地の土地所有の力がもたらす地代としての絶対地代を、地代論の原理的展開において取り扱うことはできないであろう。しかしながら、前述のように、資本の運動法則は、そうした未耕地の土地所有の力による絶対地代の獲得に、土地生産物の市場価格の引き上げの上限が、既耕地の追加投資の生産物の個別的生産価格の水準によって画されるという形で、客体的上限を与えていくのである。

たしかに、ここで、未耕地の土地所有者は、そうした客体的上限以上の絶対地代を主体的に要求し、耕作を拒否しつづけることは可能である。そして、そのような耕作拒否が、土地生産物の市場価格引き上げの要因として作用しつづけることは疑いない。しかしながら、土地所有者の絶対地代に対する主体的要求の水準

が、その客体的上限を上回るなら、土地所有者が絶対地代を獲得することはできなくなるのである。

絶対地代に対する土地所有者の主体的要求の水準を原理的に確定しえなくても、未耕地の土地所有の力の行使が絶対地代の実現に帰結する客体的上限を原理的に展開することは可能なのであった。その二つの要素を総合した場合において、土地所有者の絶対地代に対する主体的要求が、客体的上限の下にあるなら、土地所有者は絶対地代を取得しえ、上にあるなら取得しえない⁽²²⁾。資本の運動法則に未だ包摂されない、未耕地の土地所有の生みだす絶対地代は、資本の運動法則そのものを一定にゆがめる存在でありながら、その客体的上限が、資本の運動法則そのものによって画されるものとして、地代論の原理的展開によって考察されるべき存在であるといえるのである。

以上のように考えてくるなら、未耕地の土地所有の存在と、その行動原理とが、資本の運動法則そのものからは展開しえないことに着目しながら、その点から逆に、絶対地代が資本制地代の「正常な形態」であることを否定する見解の問題性も明らかであろう。

阪本楠彦氏によれば、19世紀中葉のイギリスにおいても、1836年に the Tithe Commutation Act が成立したものの、それが十分の一税の徴収方法を変えたものにすぎなかった点に示されるように、十分の一税の徴収権者にも、土地所有者自身にも、「地代を超過利潤とは考えず、収穫の何割といったふうに考える封建的思考様式」⁽²³⁾が強く残存していた。マルクスが「絶対地代だと思ったものの正体は比例的地代であり、それは先資本主義的な地代思想の残存によって生みだされたもの」⁽²⁴⁾だったのであり、資本制地代とするわけにはいかない。

たしかに、阪本氏の指摘するように、『資本論』の歴史的素材となった19世紀中葉のイギリスにおいて、タダでは土地を貸さなかった土地所有者の行動が、「土地貴族」の歴史的伝統に規定されていたという意味で——概念の通俗的用法においては——「封建的」要素を残存させていたことは疑いない。そして、マルクスも指摘するように、そこでは、一般に借地農業者が平均利潤を獲得するという地代論の前提条件がみた

注(22) 注(13)で述べた問題については、留意される必要がある。

(23) 阪本[4] p. 81.

(24) *ibid.*, p. 118.

されないことがめずらしくなかったのであるから、新たに耕作に導入される土地の所有者の取得する地代が、直ちに純然たる「超過利潤」ではなかったろうことも疑いない。

しかしながら、土地が資本の本源的蓄積過程の結果として、「第三者」としての土地所有者によって所有されるということが、純粋な資本制社会にもっとも近い資本制社会をもたらしたイギリスにおける本源的蓄積過程の結果として、絶対地代論において前提されるといっても、そのことは、そうしたイギリスにおける土地所有者の歴史的個性や、それに規定された個々の行動が、そのイギリスの個性のままに絶対地代論において前提されるということの意味するのではない。ここでは、ただ、未耕地は資本家とも賃労働者とも異なる「第三者」によって所有され、その土地所有者は一定の地代を支払われな限り土地の耕作を許さないといい、その点が前提されるのである。そして、そのような前提のもとに、絶対地代が、新たに耕作される土地においても、土地経営資本が平均利潤を獲得した上で支払いうるものであることは、原理的に示しうるのである。

しかも、そのような点は別としても、19世紀中葉におけるイギリスの土地所有者の、絶対地代を求める行動が、概念の厳密な用法において「封建的」なものではなかったことは注目される必要があるであろう。ここでは、未耕地は、本源的蓄積過程の結果として、直接生産者から分離され、一定の土地に対する純粋な私的所有として存在したのである。未耕地の土地所有が、未だ資本の運動法則によって包摂されない土地所有であっても、その土地所有そのものや、その土地所有の生み出した地代を、本来、直接生産者に対する直接的支配を意味するべき「封建的」性格のものとする事はできないのである。

地代論において展開される事象全体がそうであったように、絶対地代の存在もまた、19世紀中葉のイギリスにおいても、さまざまな政治的・社会的等々の伝統

ともなう不純物におおわれていたであろう。そして、その不純物は、絶対地代を「封建的」ないし「先資本主義的」なものと現象させるほどのものであったかもしれない。しかし、絶対地代がたとえそのようなものとして現象しても、それを本来の意味で「封建的」「先資本主義的」な存在とすることはできないのである。

他方、綿谷勉夫氏によると、絶対地代は、⁽²⁵⁾「資本主義の発展にとって不必要かつ不合理な負担」であり、⁽²⁶⁾「資本主義の経済原理からみて正常な量的規定をあたえられない」ものとして「資本制地代の『正常な形態』ではな⁽²⁷⁾く、それへの『過渡的形態』にすぎない⁽²⁸⁾」。

しかしながら、絶対地代を作り出す未耕地の土地所有は、綿谷氏自身が指摘するように、未だ資本の運動法則に包摂されていないとはいえ、「資本の本源的蓄積の所産として……近代の土地所有にちがいない⁽²⁹⁾」のである。したがって、そのような事情のもとでは、絶対地代が一たび成立した資本にとって「不必要かつ不合理」なものであるとしても、それが資本制地代の「正常な形態」ではないとするためには、資本の運動そのものが、そのような「不必要かつ不合理」な存在を排除する機構をもつことが論証されなければならないであろう。

綿谷氏は、そのような「農業への投資の制限をつうじ穀物価格を生産価格以上に吊り上げて絶対地代をつくりだす、土地所有の積極的機能を封じる結果となる⁽³⁰⁾」行動として、究極的に「農業への投資の方式がしだいに耕地の外延的拡張から、既耕地での集約的投資に変わる⁽³¹⁾」という事情をあげるのである。そして、そのような事情の根底には、「開墾可能地の減少と集約技術との進歩とによって、前のほうより後のほうの方式が、生産性低下の程度が小さく、限界投資で規制される生産価格が廉くつくということが存在した⁽³²⁾」とするのである。

だがここで、「耕地の外延的拡張」より「既耕地での集約的投資」の方が、「生産性低下の程度が小」さ

注 (25) 綿谷 [5] p. 19.

(26) *ibid.*, p. 19.

(27) *ibid.*, p. 19.

(28) *ibid.*, p. 19.

(29) *ibid.*, p. 19.

(30) *ibid.*, p. 20.

(31) *ibid.*, p. 20.

(32) *ibid.*, p. 21.

いなどということは、論理的に一般化することはできない。また、19世紀中葉のイギリスの歴史的事実をとってみても、穀物に対する需要の増大傾向は、単に既耕地での集約的投資——生産性上昇の追加投資を含む追加投資——によって充足されたのではなく、耕地の外延的拡張によっても充足されなければならなかったのである。

もちろん、その場合、耕地の外延的拡張の必要は、主に、イギリス国内のより劣等な未耕地への拡張としてではなく、海外からの穀物輸入として処理されたのであり、その価格が、イギリス国内のより劣等な未耕地への拡張として行なわれた場合に比して低いものであったことは、この間の穀物の市場価格の動向が、それ自身としては上昇・下落のかなり大きな変動を示しながら、傾向としては——需要の増大傾向の存在にもかかわらず——全体として上昇傾向にあったとも下落傾向にあったとも簡単にいえないものであったことを考えれば明らかである。⁽³³⁾

しかし、前述のように、地代論の展開において、そうした穀物輸入の問題や、その価格の問題が直接に説きえないものであることはいうまでもない。耕地の外延的拡張の必要は、原理的世界内におけるより劣等な未耕地への拡張としていわば“翻訳”して説かれる他ないのであり、そうした原理的想定は、逆に、原理的想定からの偏差をもった現実の分析の基準となるのである。

また、地代の量的規定性という点では、これも前述のように、資本の運動法則は、土地所有者の絶対地代に対する主体的要求の水準を確定するものではないが、未耕地の土地所有の力の行使が、絶対地代の実現に帰結する客体的上限を与えるという形で、自己を貫いていくのである。絶対地代が資本制地代の「正常な形態」であることの根拠も、そのような点にあったのである。⁽³⁴⁾

(三) 結 論

絶対地代論の課題は、資本の本源の蓄積過程において形成された、資本の歴史的前提であると同時に、未だ資本の運動法則によって包摂されていない土地所有、

未耕地の土地所有が、資本の運動法則に対していかなるゆがみを与え、いかなる上限においてそれに包摂されるのかという問題の解明にある。

ここで、未耕地の土地所有が、資本の運動法則に対して与えるゆがみの内実を解明するのが、土地所有者の絶対地代に対する主体的要求の水準の分析であった。

そして、その分析は、未耕地の土地所有そのものがそうであるように、絶対地代を支払わない限り、土地を耕作させないというその行動も、資本の運動法則そのものから導かれるものでなく、歴史的事実として論理に導入されるしかないことを示すのである。ここで、そうした展開によって、絶対地代が有意義な量たりうること自身の根拠も明らかにされるのである。

もちろん、原理的展開において、安易に歴史的事実が導入されるべきでないことはいうまでもない。しかしながら、未耕地の土地所有は、他ならない資本の本源の蓄積過程において、賃労働の形成の対極として形成される土地所有の性格を純粋に具現する存在であった。そうした未耕地の土地所有とその行動が歴史的事実として論理に導入されることが、原理的展開への歴史的事実の過度な導入にあたらぬことは、賃労働の存在の歴史的事実としての導入と同様、明らかであろう。

また、そうした未耕地の土地所有者が資本の運動法則に対して与えるゆがみが、何の制限もうけないものであるならば、それを原理的展開において問題とすることはできないであろう。そうした土地所有のもたらすゆがみの限界を明らかにするものが、絶対地代の客体的上限の分析であった。

そして、その分析は、未耕地の土地所有が土地生産物の市場価格を引き上げる力が、絶対地代の実現に帰結する上限が、既耕地の追加投資の生産物の個別的生産価格の水準によって与えられるものであることを示すのである。ここで、そうした展開によって、絶対地代が資本制地代の「正常な形態」たりうることが明らかにされるのである。

以上のような点からするなら、マルクスの第45章「絶対地代」における展開は、絶対地代の上限が「価値」によって画されるという主調にもかかわらず、その客体的上限について明快な指摘をなしている反面、

注 (33) ここで、穀物輸入元は、アメリカ、ロシア、インド等の資本制的農業経営・近代的土地所有の未発達なあるいは存在しない諸国であるのは周知の通りである。

(34) 拙稿〔6〕p.135参照。

絶対地代論において問題となる未耕地の土地所有を歴史的事実として前提しながら、その絶対地代に対する主体的要求の水準に関し、明示的な規定をなしえなかったという点において、なお問題を残していたのである。

<引用文献>

[1] K. Marx, Das Kapital, I・III, Werke, Bd. 23・25, Dietz Verlag, 1962・64, 邦訳, マルクス = エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』, 1968年, 大月書店, 第二・五分冊。

- [2] 日高 普『地代論研究』, 1962年, 時潮社。
[3] ——, 『全訂 経済原論』, 1974年, 時潮社。
[4] 阪本楠彦『地代論講義』, 1978年, 東京大学出版会。
[5] 綿谷赴夫『地代論の展開と土地所有』, 『農業総合研究』第24巻4号所収。
[6] 寺出道雄『地代の正常な形態について』, 『三田学会雑誌』第72巻2号所収。
[7] ——, 『差額地代の源泉についての一考察』, 『三田学会雑誌』第73巻4号所収。

(経済学部助手)